

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 経過報告

【障害者保健福祉について】

○ 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。

※ 「障がい者総合福祉法(仮称)」は遅くとも平成25年8月までに実施。

○ この「障がい者総合福祉法(仮称)」の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。

・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。

・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。

⇒平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。

○ この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算においては、低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。

障害者制度改革の推進体制

障がい者制度改革推進本部

(内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣で構成)

障がい者制度改革推進会議

(障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等)

部会(施策分野別)

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、H21年12月8日閣議決定により設置。
- 当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置付け、
 - ・ 改革推進に関する総合調整
 - ・ 改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
 - ・ 「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

- 障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見。
(H22年1月以降24回開催。6月7日に第一次意見取りまとめ。)

- 必要に応じ、部会を開催
 - ・ 総合福祉部会をH22年4月以降8回開催

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・ 障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・ 障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・ 教育
- ・ 労働・雇用
- ・ 障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月以降8回開催)

等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は議長、○は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恭子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 暁子	前千葉県知事
◎ 小川 榮一	日本障害フォーラム代表	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	○ 藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は部会長、○は副部会長

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長		
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	竹端 寛	山梨学院大学准教授
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表 理事
○茨木 尚子	明治学院大学教授	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
小澤 温	東洋大学教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小野 浩	きょうされん常任理事	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
○尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
柏女 霊峰	淑徳大学教授	広田 和子	精神医療サバイバー
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
倉田 哲郎	箕面市市長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
駒村 康平	慶応義塾大学教授	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	三田 優子	大阪府立大学准教授
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
◎佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山本 眞理	全国「精神病」者集団
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

➡ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	
個別分野における基本的方向と今後の進め方 ※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内) ・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途) 				
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内) ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途) 				
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途) ・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内) 				
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内) ・社会的入院を解消するための体制 (～23年内) ・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途) 				
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内) 				
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討 				※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途) 				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 (～24年内) ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 				
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内) ・投票所のバリア除去等 				
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途) 				
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献 				

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとりえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

平成22年6月29日
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見) 」(平成22年6月7日) (以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称) (以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

(1)労働及び雇用

○ いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(4)医療

○ 自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成23年内にその結論を得る。

(5)障害児支援

○ 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

○ 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(6)虐待防止

○ 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)

	2010年						2011年								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
部会 全体会	● 22日	● 27日	● 31日	● 21日	●基本的に毎月1回開催(原則 第3または第4火曜日開催)										
	新法の論点についての共通理解を深める				第1期課題別作業 チーム検討案を議論			第2期課題別作業 チーム検討案を議論			新法の骨格整理				新法の骨格提言
課題別 作業 チーム	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	<p>新法策定にあたり、より詰めた議論や検討が必要な課題について、課題別作業チームを編成し、全体会議に諮る検討案を作成する。 (部会全体会の後に、作業チームに別れて協議検討)</p>				<p>第1期作業チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法の理念・目的 ②障害の範囲と選択と決定 <ul style="list-style-type: none"> 1.障害の範囲 2.選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) ③支援体系 <ul style="list-style-type: none"> 1.訪問系 2.日中活動とGH・CH・住まい方支援 3.地域の暮らしと自治体の役割 			<p>第2期作業チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域移行 ②地域生活資源整備 ③利用者負担 ④報酬体系、等のテーマが考えられるが、第1期の議論の進展状況を見ながら、年末に提案。 							
障がい者 制度改革 推進会議 (親会議)と の合同作 業チーム	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	<p>就労、医療、児童分野については合同作業チームで論点の整理・検討を行う。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・就労(労働及び雇用) ・医療(精神分野、その他) ・障害児支援 										

「障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見

総合福祉部会 第5回

H22. 7. 27

資料2-3

(分野B 障害の範囲)

(分野B 障害の範囲)

<項目 B-1 法の対象規定>

論点 B-1-1) 推進会議では、障害の定義について、「社会モデルに立った、制度の谷間を生まない定義とする」ことが確認されている。これをふまえた、「総合福祉法」における障害の定義や支援の対象者に関する規定をどう考えるか？

論点 B-1-2) 「自立支援法」制定時の附則で示されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病(慢性疾患)」等も含みこんだ規定をどうするか？制限列举で加えるのか、包括的規定にするのか？

<項目 B-2 手続き規定>

論点 B-2-1) 障害手帳を持たない高次脳機能障害、発達障害、難病、軽度知的、難聴などを有する者を排除しない手続き規定をどう考えるか？

<項目 B-3 その他>

論点 B-3-1) 「分野B 障害の範囲」についてのその他の論点及び意見